

子育て世帯への 臨時 特別給付金について

2020年4月22日に 厚生労働省より「子育て世帯への 臨時 特別給付金」について お知らせがありました。内容は 以下のとおりです。

○お金をもらえる 対象者

：対象となる 子どもに 関連する 2020年4月分（3月分を 含む）の 児童手当（標準的な 金額の 給付）を もらった人

○対象となる 子ども

：児童手当（標準的な 金額の 給付）の 2020年4月分の 対象になる 子ども（3月分の 対象になる 子どもも含む）

※3月31日までに 生まれた 子どもが 対象。新高校1年生を 含む。

○もらえるお金

：対象となる子ども 1人につき 1万円

○お金をもらう 方法

- ・市町村から お金をもらえる 対象になっている人へ 給付金の 案内チラシを 送ったり、希望しない場合の 申出書を 送る
- ・児童手当を もらう時に 登録した 銀行口座などへ お金が 振込まれる

○お金を 渡し始める日

：市区町村で 決める

詳しいことは、各市区町村から お知らせが あるので、住んでいる町の 区役所・役場などに 質問してください。通訳が 必要な人は 気軽に 当センターに 連絡してください。